

令和3年 北九州市農業委員会 第5回総会 議事録

1. 日 時 令和3年5月21日（金）午前10時00分～10時19分

2. 場 所 小倉南生涯学習センター 1階 講堂

3. 出席委員及び欠席委員

・出席委員 18名

藤 堂 孝 雄	久保田 晴 彦	柳 野 保 博	古 田 俊 策
木 原 幹 雄	井手尾 秋 義	稲 光 進	倉 成 保 彦
本 田 春 夫	中 村 治 雄	各 務 浩	中 谷 陽 子
八木田 経 二	久 野 善 隆	岩 谷 紀 尚	川 江 秀 孝
原 田 智 弘	大 庭 喜 重		

・欠席委員 1名

田 中 義 一

4. 事務局出席者

橋 本 事務局長	篠 田 次長	尾 上 係長	吉 田 係長
今 村 主任			

5. 議 事

【議 案】

議案第16号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
議案第17号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
議案第18号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について
議案第19号 下限面積（別段の面積）の設定について

6. 傍聴人 なし

事務局長

お忙しいなか、お集まりいただきありがとうございます。
本日、農業委員19名中のうち、18名ご出席いただいております。
ただ今から、令和3年 第5回総会を開催します。
それでは会長、進行をよろしくお願いいたします。

会 長

ただ今より、令和3年 第5回総会を開催します。
本日の総会は、コロナウイルス感染防止対策のため、会議時間を極力、短縮して行
いたいと考えております。

本日は議案が 4つ ございます。
令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
農地等の利用最適化の推進に関する指針について
下限面積（別段の面積）の設定についての 4つ です。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

それでは、説明させていただきます。
議案第16号と議案17号の説明をまとめてご説明させていただきます。

「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と「達成に向けた活動計画」につ
きましては、平成22年12月に農林水産省経営局通知に基づき、農業委員会活動を
明確にすることを目的に、毎年この時期に行っているものでございます。

例年、6月の総会でのご審議を経た後、6月末までに 前年度の「点検・評価」及
び当年度の「活動計画」を、福岡県を通じて国に報告し、市のホームページ上でも公
表することとなっております。

それでは、まず「令和2年度の点検・評価」の内容について説明いたします。
資料3ページをご覧ください。

農業委員会の状況でございます。農業委員会の概要、現在の体制について、記載し
ております。遊休農地の面積と農地台帳面積の数値が前回より、更新されてお
ります。

遊休農地面積が 15.2 ヘクタール、農地台帳面積が 3161.8 ヘクタールとなってお
ります。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化についてでございます。こちらには、令和2年

度に設定いたしました目標に対する達成状況について、記載しております。

集積目標 479.6 ヘクタールに対しまして、集積実績 467.9 ヘクタールで、達成率は97.57%となっております。

続きまして、5ページです。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。こちらにつきましても、令和2年度に設定いたしました目標に対する達成状況について記載しています。

目標経営体数 6経営体に対し、参入実績 7経営体で、目標面積 2.0ヘクタールに対しまして、参入実績面積 4.1ヘクタールとなっております。

続きまして、6ページでございます。

遊休農地に関する措置の評価でございます。

こちらも同様に、令和2年度に設定した目標に対する達成状況について記載しています。

目標面積 3.0ヘクタールでございましたが、解消実績面積 0.8ヘクタールで、達成率は27.10%となっております。

7ページでございます。

違反転用への適正な対応です。

農地法等によりその権限である点検結果について記載しています。積極的な農地パトロールの実施により、是正指導に取り組んでまいりました。

8ページ以降の説明については、割愛させていただきます。

続きまして、11ページをご覧ください。

「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」でございます。

資料の13ページになります。

大きく5つの項目で構成されております。

1つ目は、農業委員会の状況についてです。

こちら先ほどの実績と同様に、農業委員会の現在の体制について記載していません。記載内容は、先ほどの「評価・点検」の同じ時点でございますので、同じ内容となっております。

続きまして、14ページをお願いします。

2つ目は、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

こちら現状と課題ならびに令和3年度の目標及び活動計画について記載しています。

こちらに掲載しております集積面積ですけれども、こちらは「北九州市農林水産業振興計画」に基づきまして、1年間あたり10ヘクタールの集積を目標として、数値を設定しております。

つぎに、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

こちらにつきましては、参入者数を先ほどと同様に「北九州市農林水産業振興計画」に基づきまして、1年間あたり8経営体、参入目標面積につきましては、1年間あたり3.0ヘクタールと設定しております。

15ページでございます。

4つ目、遊休農地に関する措置です。

遊休農地の解消目標と活動計画を記載しております。

今回の目標面積は3.0ヘクタールということで、現在ございます約15ヘクタールの遊休農地を5年間で解消し、新規の遊休農地発生を抑制することを目標に、この数字を設定しております。

5つ目、違反転用への適正な対応でございます。

こちらもこれまでと同様に、農地パトロール等の積極的な実施により違反転用の抑制に努めることを、目標に掲げております。以上でございます。

会 長

事務局からの説明について、ご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議はないようですので、議案第16号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」及び 議案第17号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」は、原案どおり承認いたします。

続いて、事務局は議案第18号の説明をお願いします。

事務局

議案第18号について、説明申し上げます。

この最適化の推進に関する指針は、農業委員会法の第7条に基づきまして、3年ごとに農業委員及び推進委員の改選時期に合わせて内容の見直しを行うことになっております。

「農地等の利用の最適化の推進」につきましては、平成28年の農業委員会法改正によりまして、農業委員会の最重要事項として位置づけられております。

農業委員と農地利用最適化推進委員が互いに連携し、地域の実情に応じた活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に推進できるよう、農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を定めることが求められております。

本市におきましては、東・西の農業委員会統合以前は、それぞれ定めていたけれども、今回は、「北九州市農業委員会」発足後、初めて作成するものです。

全体の構成は、「基本的な考え方」、「具体的な目標と推進方法」からなり、「具体的な目標と推進方法」において、

- 1 遊休農地の発生防止・解消
- 2 担い手への農地利用の集積・集約化
- 3 新規参入の促進

の3つの事項について目標設定の考え方、並びにその推進方法について記載しております。

作成にあたっては、従前の東・西農業委員会で作成しておりました指針や他の政令指定都市の指針などを参考にしながら、簡潔で明確な内容になるよう努めております。

それでは、項目順に説明いたします。

19ページをご覧ください。

基本的な考え方を掲載しております。

指針作成の根拠と位置づけ、その取り扱いについて記載しております。

20ページをご覧ください。

具体的な目標と推進方法でございます。

1点目は、「遊休農地の発生防止・解消」についてでございます。

先ほど、報告でもございましたように、現在の遊休農地 15.2ヘクタールとなっております。こちらを今後5年間で解消することを目標といたしまして、1年間あたりの解消面積を3ヘクタールと設定しております。

具体的な解消方法といたしまして、

- ・ 利用状況調査や農地パトロール等による状況把握、利用意向調査の実施。
- ・ 利用状況調査により「再生利用困難」と見込まれた農地に対し、計画的な「非農地判断」の手続きの実施。
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の啓発を行い、農地貸借を推進。

これらを掲げております。

2点目は、「担い手への農地利用の集積・集約化」でございます。

農地利用の集積につきましては、「北九州市農林水産振興計画」に基づきまして1年間あたり10ヘクタールの集積を進めることを目標として設定します。

そして、具体的な推進方法として、

- ・ 農業委員と推進委員による関係機関との相互連携を通じた、貸し手・借り手(担い手)の意向等の情報収集。
- ・ 利用権設定による農地貸借の推進。
- ・ 農地中間管理機構など関係機関との連携

を掲げております。

つぎに、21ページでございます。

3点目は、「新規参入の促進」です。

目標参入者数は、先ほどと同様に「北九州市農林水産振興計画」に基づきまして、1年間あたり8経営体集積を進めることを目標とし、参入者取得面積は、1年間あたり3ヘクタールを設定しています。

そして、具体的な推進方法として、

- ・ 「地域営農協議会農政対策部会」ならびに「営農推進協議会担い手部会」のような、関係機関との連携の場を通じた農業就業希望者の情報の収集。
- ・ 新規参入者の地域への受け入れにつきましては、調整ばかりでなく、相談対応や見守り、技術的支援など参入後の定着を図るための継続的な支援活動を掲げております。

今回作成いたしました指針は、冒頭に申し上げましたように、委員の改選時期に行うものでございますが、これとは別に、「農林業センサス」などの統計調査結果ならびに「北九州市農林水産業振興計画」の見直しなどに伴いまして、修正等が必要になりましたら、必要に応じて内容の見直しを行ってまいります。

説明は以上でございます。

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はありませんか。

(異議なし)

会 長

ご異議はないようですので、議案第18号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」は、原案どおり承認いたします。

続いて、事務局は議案第19号の説明をお願いします。

事務局

では、23ページをご覧ください。

議案第19号 下限面積(別段の面積)の設定について、ご説明いたします。

本件は、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は、毎年下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっているものです。

今年度につきましては、『方針』に記載のとおり、現行の下限面積(別段の面積)の変更はしないというものです。

その理由としまして、農地法施行規則には、別段の面積の基準として、

- ① 設定区域は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること
- ② 別段の面積の単位はアールとし、その面積は十アール以上であること
- ③ 別段の面積未満の農地を耕作している者の数が、その総数のおおむね100分の40を下らないものであること

とされています。

平成27年に発行された「2015 農林業センサス」では、若松区以外の区域は自給的農家の割合が4割を上回っているため、これまでどおり30aとし、また若松区については40a未満で4割を超えるものの、大規模に露地栽培を行う重量野菜等の主要産地であり、下限面積の引き下げについての要望もないため、下限面積の設定は行わず、これまでどおり50aとします。さらに昨年までの農地利用状況調査からも農家数等に大きな変動はなく、下限面積の修正を必要とする特段の理由は認められないためです。

なお、「2020農林業センサス」の詳細な数字が秋口以降に公表されると思いますので、それを受けて、次回の下限面積は協議させていただきたいと思います。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

会 長

事務局からの説明について、ご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第19号「下限面積（別段の面積）の設定について」は、原案どおり承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、10番 中村 治雄委員と11番 各務 浩委員です。よろしくお願いたします。

そのほかで何かございませんか。

事務局

(事務局の方から、次回開催について連絡)

会 長

皆さま方から何かございませんか。

なければ以上をもちまして、令和3年第5回総会を終了いたします。
お疲れ様でした。